

『 特別養護老人ホーム いなば荘 』

重要事項説明書

社会福祉法人 嘉舟会

あなた(またはあなたの家族)が利用しようと考えている指定介護老人福祉施設サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定介護福祉施設サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」大阪府条例114号の規定に基づき、指定介護福祉施設サービス提供契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1、指定介護福祉施設サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 嘉舟会
事業者所在地	大阪府岸和田市稲葉町1066番地
代表者氏名	理事長 奥 嘉二
連絡先	TEL 072-479-1515 FAX 072-479-2233

2、施設の概要について

当施設では以下の居室のご用意をしています。入居される居室は、全室個室です。

※居室の変更:ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により居室を変更する場合があります。

(ユニットの数及びユニットごとの入居定員) 空ユニット 10名 舞ユニット 10名
ユニット数:11ユニット 計110名 星ユニット 10名 月ユニット 10名
(内ショート6名) 心ユニット 10名 奏ユニット 10名
椿ユニット 10名 梅ユニット 10名
桃ユニット 10名 櫻ユニット 10名
葵ユニット 10名 (内ショート 6名)

3、ご利用者へのサービス提供を担当する施設について

(1)施設の所在地等

事業所名称	特別養護老人ホーム いなば荘
介護保険指定	指定介護老人福祉施設
事業者番号	大阪府指定 第2771100696号
事業所所在地	大阪府岸和田市稲葉町1066番地
定員	104 名
管理者	管理者 尾崎 力
相談担当者	相談員 松永 麻夕美 乾 三恵
連絡先	TEL 072-479-2900 FAX 072-479-2776

(2)事業の目的及び運営方針

事業の目的	ご利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
運営方針	可能な限り居宅における生活の復帰を念頭に置いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目指し、さらにご利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

(3)サービス提供可能な日と時間帯

営業日	年中無休
-----	------

(4)事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	年末30日から年始3日の間を除く、平日
営 業 時 間	午前9時～午後5時

(5)事業所の職員体制

職 種	職 務 内 容	常勤換算
管 理 者	・運営管理の総括	1名
生活相談員	・サービス計画の作成・サービス提供内容評価	2名以上
看 護 職 員	・健康状態チェック・緊急時対応	4名以上
介 護 職 員	・介護サービスの提供	37名以上
機能訓練指導員	・機能訓練の計画作成及び実施	1名以上
介護支援専門員	・ケアプラン作成・入退所対応	2名以上
栄 養 士	・献立作成・栄養管理等	1名以上
医 師	・健康状態チェック・緊急時対応	非常勤可
事 務 職 員	・介護保険請求・利用料徴収・領収書発行	1名以上

(6)主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制		
1. 医 師	毎週 1回	10:00～15:00	1人
2. 介護職員	早 出	07:00～16:00	必要数
	日 勤 A	09:00～18:00	必要数
	中 遅 出	11:00～20:00	必要数
	遅 出	13:00～22:00	必要数
	夜 勤	16:30～08:30/22:00～09:00	6人以上
3. 看護職員	早 出	08:00～17:00	必要数
	日 勤	09:00～18:00	必要数

4、提供するサービスの内容と料金及び利用料について

(1)提供するサービスの内容について

サービス種類	サ ー ビ ス の 内 容
食 事	栄養並びにご利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。食事場所もダイニングはもちろん居室などでも食していただけます。 【食事時間】 朝食 7:30～9:30 昼食 11:30～13:30 夕食 16:30～18:30
入 浴	入浴又は清拭を行います。歩けない方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
排 泄	ご利用者のトイレへの誘導・介助、おむつ交換を随時行います。
機能訓練	機能訓練指導員により、ご利用者の心身の状態に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
自立への支援	生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮し、適切な整容が行われるように援助します。

(2) 提供するサービスの料金とその利用料について(1日あたり)

	ユニット型個室(単位)	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1	670	688円	1,376円	2,064円
要介護2	740	760円	1,520円	2,280円
要介護3	815	837円	1,674円	2,511円
要介護4	886	910円	1,820円	2,730円
要介護5	955	981円	1,962円	2,943円

・その他費用

サービス内容		単位	1割負担額	2割負担額	3割負担額
個別機能訓練加算(Ⅰ)	1日	12	13円	25円	37円
日常生活継続支援加算	1日	46	48円	95円	142円
看護体制加算(Ⅰ)	1日	4	5円	9円	13円
看護体制加算(Ⅱ)	1日	8	9円	17円	25円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	1日	18	19円	37円	56円
協力医療機関連携加算	1月	100	103円	206円	309円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	1月	10	11円	21円	31円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	1月	5	6円	11円	16円

・下記の費用は該当される方のみ

サービス内容		単位	1割負担額	2割負担額	3割負担額
看取り介護体制加算(Ⅰ)					
亡くなられた日(Ⅰ)	1日	1,280	1,315円	2,629円	3,944円
亡くなられた日の前日及び前々日(Ⅰ)	1日	680	699円	1,397円	2,095円
亡くなられた日以前の4日以上30日以下	1日	144	148円	296円	444円
亡くなられた日以前の31日以上45日以下	1日	72	74円	148円	222円
退所前後訪問相談援助加算	※1	460	473円	945円	1,418円
退所時相談援助加算	※1	400	411円	822円	1,233円
退所前連携加算	※1	500	514円	1,027円	1,541円
初期加算	※2	30	31円	62円	93円
外泊費費用	※3	246	253円	506円	758円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	※4	200	206円	411円	617円
口腔衛生管理加算	1月	90	93円	185円	278円
安全対策体制加算	※5	20	21円	41円	62円

- ※1:退所時において、援助した場合、加算されます。該当される方のみ。
- ※2:新規入所後、初期加算として30日間、加算されます。
- ※3:病院等への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合、ひと月に6日を限度として算定します。
- ※4:該当された場合、ひと月に7日を限度として算定します。
- ※5:入所時に1回を限度として算定します。

☆介護職員処遇改善加算として8.3%、介護職員等特定処遇改善加算として2.7%、介護職員等ベースアップ等支援加算として1.6%の加算があります。

☆2024年6月より介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、ベースアップ加算が一本化となり、介護職員等処遇改善加算として14%の加算があります。

☆地域加算…人件費・物価等国が認めた地域については2.7%の加算があります。(上記には含まれています)

☆利用料金は一ヶ月間の利用合計で計算しますので上記の表と多少の誤差が生じます。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。

法定代理受領を行わない場合、ご利用者が保険給付の申請を行う為に必要とされる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(3) 特定入所者介護サービス費(食費及び滞在費の補足給付サービス費)

食費及び滞在費は入所者の負担となっていますが、所得によってご利用者の負担限度額が決まります。具体的には、市町村発行の介護保険負担限度額認定証(以下「認定証」という。)にご利用者の負担額が記載されています。

一定以上の所得がある場合はこのサービスを受けられないことがあります。

・食費・滞在費サービス料金

ご利用者負担	食 費 (A)	居 住 費 (B)	食費+居住費 (A+B)
段 階		ユニット型個室	ユニット型個室
第1段階	300円	820円	1,120円
第2段階	390円	820円	1,210円
第3段階-①	650円	1,310円	1,960円
第3段階-②	1,360円	1,310円	2,670円
対象外	1,445円	2,006円	3,451円



2024.8月～

ご利用者負担	食 費 (A)	居 住 費 (B)	食費+居住費 (A+B)
段 階		ユニット型個室	ユニット型個室
第1段階	300円	880円	1,180円
第2段階	390円	880円	1,270円
第3段階-①	650円	1,370円	2,020円
第3段階-②	1,360円	1,370円	2,730円
対象外	1,445円	2,066円	3,511円

※入院又は外泊等において、居室を確保する場合には、各段階別の負担額を日数分ご負担いただきます。

※30日以上入院された場合、退院日より30日間初期加算を頂きます。

(4)介護保険の給付対象とならないサービスの取り扱いについて

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

①金銭管理費(希望される方のみ)

ご利用者、1人につき月3,500円(税込)を入所日・退所日にかかわらず全額徴収させていただきます。

②行事にかかる費用

ご利用者の希望によりクラブ、レクリエーション、その他行事にかかる費用の実費を頂きます。

また、外出については、費用がかかる場合は事前の連絡を入れ参加の有無を確認させていただきます。当日、本人が参加を希望された場合は、本人の希望に沿う形で参加して頂きます。

③理容・美容にかかる費用

月に1回、美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

料金： 実費

理髪につきましては、当日本人が希望された場合は、本人の希望に沿って実施いたします。

④レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動を実施しています。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活に要する生活用品費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものについてはその費用をご負担いただきます。

おむつ代は、介護保険給付対象となっておりますので、ご負担の必要はありません。

⑥日常生活費以外の費用に係る電気代(希望される方のみ)

エアーマット(褥瘡予防具)一月1,000円(税込) 居室内冷蔵庫設置一月1,000円(税込)

センサーマット(離床センサー)一月1,000円(税込)

3種目以上は1種目あたり一月500円(税込)

ただし、15日以上ご利用の方に限り一律徴収いたします。

⑦複写物の交付

ご利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費をご負担いただきます。

⑧貴重品の管理

ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

○管理する金銭の形態:施設の指定する金融機関に預け入れている預金。

○お預かりするもの:上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券・年金証書

○保管管理者: 施設長

○出納方法: 手続きの概要は、以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は、上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご利用者に交付します。

⑨契約書第20条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金。

ご利用者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料金(月額)	10,162円	10,905円	11,716円	12,459円	13,203円

ご利用者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 8,000円

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

※利用料金は延長期間の利用合計で計算しますので上記の表と多少の誤差が生じます。

⑩救急搬送が発生した際の交通費

救急搬送が発生した際に付き添った職員が「いなば荘」へ戻るに要した交通費(実費)をご負担いただきます。

⑪栄養補助食品について

食事とは別に別途栄養補助食品(飲料)を摂る場合は、自己負担となります。

(5)利用料金のお支払い方法

請求月の27日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。

ア)自動口座引き落とし

イ)事業者指定口座への振り込み

ウ)事業所での現金払い

お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

(6)入所中の医療の提供について

医療を、必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院加療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な治療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での治療・入院治療を義務付けるものでもありません。)

①医療協力機関

医療機関の名称	医療法人 錦秀会 阪和病院	連絡先	06-6692-1182
所在地	大阪府大阪市住吉区南住吉3丁目3番7号		
診療科	内科・外科・整形外科・皮膚科等		

医療機関の名称	社会医療法人 慈薫会 河崎病院	連絡先	072-446-1105
所在地	大阪府貝塚市水間224		
診療科	神経内科・脳神経外科・放射線科・内科・整形外科・リハビリテーション科・外科等		

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人蓮華友愛会 れんげ和泉歯科	連絡先	0725-90-6718
所在地	大阪府和泉市府中町4丁目21-1		

5、施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は、特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

- | |
|---|
| <p>①要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は、要支援と判断された場合</p> <p>②平成27年4月1日以降に入所した要介護3以上の利用者が、その後、要介護1又は2となった場合、次のいずれかの要件に当てはまらなかった場合</p> <ul style="list-style-type: none">・認知症であるものであって、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること・知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること・家族等により深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること <p>③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合</p> <p>④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合</p> <p>⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</p> <p>⑥利用者から退所の申し出があった場合(詳細は、以下をご参照下さい。)</p> <p>⑦事業者からの退所の申し出を行った場合(詳細は、以下をご参照下さい。)</p> |
|---|

(1)ご利用者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)

契約有効期間であっても、ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② 利用者が入院された場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥ 他の利用者が、利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

(2)事業所からの申し出により退所していただく場合(契約解除)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② 利用者による、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用などを傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合④ 利用者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合⑤ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合 |
|---|

※ご利用者が病院などに入院された場合の対応について

当施設入所中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。 但し、入院期間中であっても、所定の利用料金(外泊時費用と居住費)をご負担いただきます。

②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。 但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3)円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所の為に必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

6、事故発生時の対応について(損害賠償含む)

指定介護福祉施設サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

ご利用者に施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。
ただし、施設が自己の責に帰すべき事由がない場合はこの限りではありません。

7、緊急時の対応について

ご利用者に緊急の事態が発生した場合、主治医、看護職員と相談し、予め指定されている連絡先に連絡をします。
その時の状況によって救急車の手配もします。

8、感染症の予防及び蔓延防止について

- ①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の設置及び、委員会での結果を従業者に周知徹底を行います。
- ②感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③感染症発生時の業務継続計画を作成し、研修・訓練を実施します。

9、高齢者虐待防止について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止のための指針を整備します。
- ③虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④虐待防止に関する措置を適切に実施する為の担当者を設置します。

10、非常災害対策について

事業所は、非常災害に関する業務継続計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

- ①消火・通報方法及び避難訓練(年2回以上。夜間想定訓練含む)
- ②消防設備・施設等の定期点検及び整備
- ③その他防火管理上必要な業務

11、身体拘束適正化について

(1)事業所は、当該利用者又は他の使用者などの生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体拘束)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録をします。

(2)事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講じます。

- ①身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- ②身体拘束等の適正化の為の指針を整備します。
- ③介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的に実施します。

12、残置物引取人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引受人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引受人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。また、引き渡しにかかる費用については、ご利用者又は残置物引受人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引受人が定められない場合であっても、入所契約を終結することは可能です。

13、施設のご利用に当たっての留意事項

ご利用者は、施設サービスの提供を受けられる際には、次に掲げる事項に留意いただきます。

- ①生活相談員及び介護職員などの指導や指示に従っていただきます。
- ②ご利用者は、火気の取り扱いに注意していただかなければなりません。
- ③ご利用者は、施設の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱い要領に従い、当該設備を破損することのないよう、また安全性の確保に留意していただかねばなりません。
- ④ご利用者は、喧嘩や口論または暴行など、他人の迷惑となる行為をしてはなりません。
- ⑤ご利用者は、事業所の安全衛生を害する行為をしてはなりません。

14、苦情の受付について

(1)当施設における苦情の受付

- ①当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

[職名] 相談員 松永 麻夕美 乾 三恵

○受付時間 年末30日～年始3日を除く平日

9:00 ～ 17:00 TEL 072-479-2900

また、苦情受付ボックスをあさぎ館パブリックスペースに設置しています。

あかね館は事務所前カウンターに設置しています。

②第三者委員 [職名] 法人監事 竹本 雅彦

[職名] 法人監事 高林 豊景

(2)行政機関その他苦情受付機関

岸和田市役所保健福祉部 介護保険課	所在地 596-8510 大阪府岸和田市岸城町7番1号 連絡先(代表) TEL 072-423-2121 FAX 072-423-4644 受付時間 午前9時から午後5時15分
和泉市生きがい健康部 高齢介護室	所在地 596-8501 大阪府和泉市府中町2丁目7番5号 連絡先(代表) TEL0725-41-1551 FAX 0725-45-9352 受付時間 午前9時から午後5時15分
大阪府国民健康保険団体 連合会介護保険室	所在地 540-0028 大阪府大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 連絡先 TEL 06-6949-5418 受付時間 午前9時から午後5時
大阪府健康福祉部 高齢介護室介護事業者課	所在地 540-8570 郵便番号のみで配達可能 連絡先 TEL 06-6944-7203 FAX 06-6944-6670 受付時間 午前9時から午後6時
大阪府社会福祉協議会 (運営適正委員会)	所在地 542-0065 大阪府大阪市中央区中寺1-1-54 連絡先 TEL 06-6191-3150 受付時間 午前10時～午後4時

※上記市町村以外から入所の方は、元の居住していた市役所が受付窓口となります。

(3)提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施あり	実施年月日	年 月 日
	評価期間名称	
	結果の開示	
実施なし	現在第三者評価を実施しておりませんが、提供するサービスの質の向上を図るために当施設では介護相談員の積極的な受け入れを実施しています。	

15、重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「指定介護福祉施設サービス等の人員、設備運営に関する基準、大阪府条例117号の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

・事業者

所在地 大阪府岸和田市稲葉町1066番地
法人名 社会福祉法人 嘉 舟 会
代表者名 理事長 奥 嘉 二
事業所名 特別養護老人ホーム いなば荘
説明者氏名

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

・利用者

住所 _____

氏 名 _____

(代筆者) 氏名 _____ (続柄)

・代理者

住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____